岩手山の眺望と 道明 りまかな水辺のあるまち

お知らせ第67号

令和7年10月 発行

盛岡市都市整備部盛岡南整備課 〒020-8532

盛岡市津志田14-37-2 都南分庁舎 1階

Tel: 019-639-9032 (課直通)

換地処分の公告について

覧

平素より本市の都市計画事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当市が施行しております「道明地区土地区画整理事業」につきましては、事業の進捗に伴い、土地区画整理法第 103 条の規定に基づき、令和 7 年 9 月 26 日をもって換地処分を行いましたので、ここにお知らせいたします。

※換地処分とは、土地区画整理事業の最終段階において、換地計画に定められた内容を確定させる手続きであり、これにより従前の土地に関する権利は消滅し、新たに換地に関する権利が発生します。

本事業は、健全な市街地の形成と住環境の向上を目的として進めてまいりましたが、今回の換地処分をもって、事業の大きな節目を迎えることとなりました。

今後も、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、より良いまちづくりに努めてまいります。

今後のスケジュール ・換地処分公告の翌日に、従前の土地の権 換地処分の公告 令和7年9月26日 利が換地に移行し、清算金額が確定します。 ・市が登記所に申請し、土地・建物の登記 令和8年1月頃 土地・建物の登記簿等 を換地計画の内容に書き換えます。 の書き換え 完了予定 (所在、地番、地目、地積及び家屋番号) 令和8年1月頃 ・権利者の皆様に清算金の額を通知しま 清算金額の通知 予定 す。 令和8年6月頃 清算金の徴収・交付 ・清算金の徴収・交付の事務を開始します 予定 □